

横植協会 04-6号
令和4年 5月 2日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

(輸入種子関係)

【Pepino mosaic virus に係る暫定の輸入検査対応について】

農林水産省植物防疫課から以下のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

[経緯]

令和4年4月、植物防疫所での輸出検査において数十年前にタイから輸入されたと推測されるナス種子を検定した結果、**Pepino mosaic virus**を検出。

現在、タイ、ナス種子及び生植物は、本ウイルスの対象植物及び地域として規定されていない。

[緊急の暫定措置]

当該事例を受け、本ウイルス侵入防止のため、暫定措置として令和4年5月2日から当面の間、輸入検査において精密検査を実施。

* 検査対象植物及び輸入検査時の精密検定などの詳細については、別添を参照願います。

以 上

Pepino mosaic virusに係る暫定の輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) 本年4月、植物防疫所における輸出検査において、数十年前にタイから輸入されたものと推測されるなす種子を検定した結果、*Pepino mosaic virus* (PepMV。植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の25項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。)を検出。
- (2) 現在、タイ、なすの種子及び生植物は、PepMVの対象地域及び対象植物として規則別表2の2の25項で規定されていない。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、タイにおけるPepMVの発生のおそれ及びなすがPepMVの宿主植物となるおそれが確認されたことから、本ウイルスの侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、以下の植物。

- ① 規則別表2の2の25項に掲げる地域からのなす (*Solanum melongena*) の種子であって栽培の用に供するもの及び生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの
- ② タイからのなすの種子であって栽培の用に供するもの及び生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの並びに規則別表2の2の25項に掲げる植物

(2) 対応を行う期間

令和4年5月2日から当面の間

(3) 精密検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

| 植物 | 検定対象 |
|-----------------|--|
| 種子 | 4,600粒（同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%） |
| 生植物（種子及び果実を除く。） | 検査単位ごとに1%の生植物から若葉（最低1葉）をサンプリングし、検定 |